

## 【外貨 ex】 店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>カバー取引先</p>	<p>カバー取引先</p> <p><u>オーストラリア・アンド・ニュージールランド・バンキング・グループ・リミテッド</u> (Australia and New Zealand Banking Group Limited) 銀行業/オーストラリア</p> <p><u>健全性規制庁</u></p> <p>株式会社三井住友銀行 (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) 銀行業/日本金融庁</p> <p>株式会社三菱東京UFJ銀行 (The Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ, Ltd.) 銀行業/日本金融庁</p> <p><u>クレディスイス銀行 ロンドン支店</u> (Credit Suisse Bank AG, London Branch) 銀行業/英国金融サービス機構</p> <p>コメルツ銀行 (Commerzbank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局</p> <p>ゴールドマン・サックス証券株式会社 (Goldman Sachs Japan Co., Ltd.) 金融商品取引業/日本金融庁</p> <p><u>JP モルガン・チェース銀行</u> (JPMorgan Chase Bank, N.A) 銀行業/米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会</p> <p>シティバンク、エヌ・エイ (Citibank, N. A.) 銀行業/米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会</p> <p><u>スタンダードチャータード銀行</u> (Standard Chartered Bank) 銀行業/英国金融サービス機構</p> <p><u>大和証券キャピタル・マーケット株式会社</u> (Daiwa Securities Capital Markets Co. Ltd.) 証券業/日本金融庁</p> <p>ドイツ銀行 (Deutsche Bank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局</p> <p><u>ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー</u> (Nomura International plc) 証券業/英国金融サービス機構</p> <p>バークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業/英国金融サービス機構</p> <p><u>BNP パリバ</u> (BNP Paribas) 銀行業/フランス金融市場庁</p> <p><u>バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ</u> (Bank of America, N.A.) 銀行業/米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事</p>	<p>カバー取引先</p> <p>ドイツ銀行 (Deutsche Bank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局</p> <p>ゴールドマン・サックス証券株式会社 (Goldman Sachs Japan Co., Ltd.) 金融商品取引業/日本金融庁</p> <p>バークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業/英国金融サービス機構</p> <p>株式会社三井住友銀行 (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) 銀行業/日本金融庁</p> <p>コメルツ銀行 (Commerzbank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局</p> <p>UBS銀行 (UBS AG) 銀行業/スイス連邦銀行委員会</p> <p>シティバンク、エヌ・エイ (Citibank, N. A.) 銀行業/米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会</p>

	<p><u>会</u>  <u>香港上海銀行</u>  (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited) 銀行業/香港金融管理局  <u>モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・リミティッド・ライアビリティ・カンパニー</u>  (Morgan Stanley &amp; Co. LLC) 金融商品取引業/米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会及び米国連邦準備制度理事会  U B S 銀行  (UBS AG) 銀行業/スイス連邦銀行委員会  <u>ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー</u>  (The Royal Bank of Scotland plc) 銀行業/英国金融サービス機構</p>	
42. 税金について	<p>また、年間の取引の結果生じた利益は、個人の場合、通常は雑所得（事業所得に該当するものは除きます。）として<u>申告分離課税</u>の対象となり、他の雑所得の金額と合算する事ができます。</p>	<p>また、年間の取引の結果生じた利益は、個人の場合、通常は雑所得（事業所得に該当するものは除きます。）として<u>総合課税</u>の対象となり、他の雑所得の金額と合算する事ができます。</p>
48. 本取引説明書の変更及び同意方法	<p>※本取引の開始及び継続には、初回ログイン時と改訂時に、原則としてパソコンのブラウザ版取引画面または iPhone Cymo、Android Cymo から同意を行って頂く必要がございます。</p>	<p>記載なし</p>

弊社の概要について

10 沿革

年月	内容
平成 24 年 2 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウエスト 16 階に移転
平成 23 年 12 月	店頭外国為替証拠金取引「MT4」サービス開始
平成 22 年 10 月	「くりっく 365」コールセンター24時間受付開始
平成 22 年 4 月	店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始
平成 22 年 3 月	取引所外国為替証拠金取引「くりっく 365」サービス開始
平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録
平成 21 年 6 月	「外貨 ex」コールセンター24時間受付開始
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウエスト 20 階に移転
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号)
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長（金先）第 148 号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を㈱サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立

年月	内容
平成 23 年 12 月	店頭外国為替証拠金取引「MT4」サービス開始
平成 22 年 10 月	「くりっく 365」コールセンター24時間受付開始
平成 22 年 4 月	店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始
平成 22 年 3 月	取引所外国為替証拠金取引「くりっく 365」サービス開始
平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録
平成 21 年 6 月	「外貨 ex」コールセンター24時間受付開始
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウエスト 20 階に移転
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号)
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長（金先）第 148 号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を㈱サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立